

有料道路の不正通行は、法律により罰せられます。

有料道路の料金所で、**料金を支払わず無断で通行する行為**、または、**無料宣言書等**にて通行する行為は、**不正通行**となります。

不正通行者に対しては、通行料金を不正に免れた通行者とみなし、道路整備特別措置法（以下「特措法」という。）第26条に基づき**免れた通行料金と免れた通行料金の2倍に相当する額の割増金**を徴収いたします。

また、特措法第24条第3項に基づき当公社が定めた「**有料道路に係る車両の通行方法**」に違反して、**不正に通行した車両の運転者**は、特措法第58条に基づき**30万円以下の罰金**が科されます。

なお、組織的な不払いであっても**運転者自身が処罰の対象**となります。

道路整備特別措置法（抜粋）

第24条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第2条第3項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 略

3 会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定により料金を徴収することができる道路について、料金の徴収を確実にを行うため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができる。この場合において、第1項本文の規定により料金を徴収される自動車その他の車両は、当該通行方法に従つて、道路を通行しなければならない。

4 略

第26条 会社等は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することが出来る。

第58条 第24条第3項後段の規定に違反して道路を通行した自動車その他の車両の運転者は、30万円以下の罰金に処する。

(茨城県報 号外第 178 号 平成 18 年 11 月 30 日)

公 告 (道路公社)

有料道路に係る車両の通行方法

本公司において、有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について定めたので、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 24 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 30 日

茨城県道路公社 理事長 橋本 昌

茨城県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法

茨城県道路公社（以下「当公社」という。）は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 24 条第 3 項の規定に基づき、当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を下記のとおり定める。

茨城県道路公社

（適用）

第 1 条 当公社が法第 24 条第 1 項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

（定義）

第 2 条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和 31 年建設省令第 18 号）第 13 条に定めるところによる。

（料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法）

第 3 条 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。
- 2 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（通行券の交付を行う一般専用有人施設における通行方法）

第 4 条 通行券の交付を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 通行車両は、確実に係員が通行券の交付を行うことができる程度に当該係員が当該交付を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。
- 2 通行車両は、通行券の交付後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法）

第5条 料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 通行車両は、確実に料金収受機等により料金の収受を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。
- 2 通行車両は、料金の収受後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。

（ETC専用施設における通行方法）

第6条 ETC専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、ETC通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。
- 2 ETC通行車以外の通行車両は、ETC専用施設を通過してはならない。

（ETC・一般共通有人施設における通行方法）

第7条 ETC・一般共通有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 ETCの通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該指示に従って、通行しなければならない。
- 2 ETC通行車以外の通行車両は、第3条から第4条までに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各条に定める通行方法により、通行しなければならない。

（閉鎖施設の通過の禁止）

第8条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。